

厚生労働省発健0406第6号

平成24年4月6日

各都道府県知事 }
各政令指定都市長 } 殿

厚生労働事務次官

平成24年度地域自主戦略交付金（水道水源開発等施設整備に関する事業）
の交付について

標記交付金の交付については、別紙「平成24年度地域自主戦略交付金交付要綱（水道水源開発等施設整備に関する事業）」により行うこととされ、平成24年4月1日から適用することとされたので通知する。

別紙

平成24年度地域自主戦略交付金交付要綱 (水道水源開発等施設整備に関する事業)

(通則)

第1 地域自主戦略交付金制度要綱（平成23年4月1日府地戦第33号・警察庁甲官発第109号・総官企第112号・23文科施第4号・厚生労働省発健0401第10号・22農振第2184号・平成23・03・24財地第1号・国官会第2614号・環境政発第110330002号）（以下「制度要綱」という。）に基づく地域自主戦略交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2

- (1) 「水道事業」及び「水道用水供給事業」とは、水道法（昭和32年法律第177号）第3条に規定するものをいう。
- (2) 「水道水源開発施設」とは、水道事業又は水道用水供給事業の用に供するダム等水道水源開発のための施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設をいう。
- (3) 「水道広域化施設」とは、水道事業又は水道用水供給事業の用に供する水道法第3条に規定する水道施設であって、次に掲げる特定広域化施設、一般広域化施設及び広域化促進地域上水道施設をいう。
 - ア 「特定広域化施設」とは、都道府県知事が定め、かつ、厚生労働大臣が適当と認めた広域的な水道の整備計画に基づく水道施設をいう。
 - イ 「一般広域化施設」とは、2以上の市町村の区域を給水区域とする水道事業又は2以上の水道事業を給水対象とする水道用水供給事業の用に供する水道施設（ア及びウに掲げるものを除く。）をいう。
 - ウ 「広域化促進地域上水道施設」とは、都道府県知事が定め、かつ、厚生労働大臣が適当と認めた広域的な水道整備計画区域内の水道施設をいう。
- (4) 「水道広域化促進事業」とは、複数の水道事業による市町村の区域を越えて行われる統合又は水道用水供給事業と水道事業による統合に伴っ

て行う、以下の2つの事業で構成される事業をいう。

ア 経年施設更新事業

給水人口が概ね10万人以下の水道事業の水道施設であって、整備する時点で耐用年数が超過しているものを整備する事業

イ 統合関連事業

アの事業に係る水道施設以外の水道施設を整備する事業であって、統合に係る水道事業又は水道用水供給事業に係る区域内で行われるもの

(5) 「高度浄水施設等」とは、次に掲げる高度浄水施設、水道原水水質改善施設及び代替水源施設をいう。

ア 「高度浄水施設」とは、各種化学物質や湖沼の富栄養化等による水道水源の汚染に対処し、清浄で異臭味等のない水道水の供給を確保するため、生物処理、オゾン処理、活性炭処理、ストリッピング処理（揮散処理）等の高度な処理を行う浄水施設、クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するためのろ過施設及び紫外線処理施設、水質の安全や安定のために必要な原水調整池及び従来浄水処理のレベルアップのためのろ過施設、貯水池における水質改善装置並びにこれらの施設と密接な関連を有する施設をいう。

イ 「水道原水水質改善施設」とは、高度な処理を行う浄水施設に代替して設置される水道原水の水質を改善するために必要な施設であって、水道原水バイパス管、取排水系統の再編に係る上流取水のための施設、伏流水の取水施設等及びこれらの施設と密接な関連を有する施設をいう。

ウ 「代替水源施設」とは、クリプトスポリジウム等による水道原水の汚染等に対応するため、現在取水を行っている対策が必要な水源を廃止し、別の自己水源から給水する場合並びに水道事業が水道用水供給事業から受水する場合に必要な施設をいう。

(6) 「水道水源自動監視施設等」とは、次に掲げる水道水源自動監視施設及び遠隔監視システムをいう。

ア 「水道水源自動監視施設」とは、水系あるいは地域単位で複数の水道事業者等が連携して体系的・効率的な水道水源の監視を行うために必要な水道原水の連続検査装置及びテレメータ装置等をいう。

イ 「遠隔監視システム」とは、点在する施設の運転管理及び監視の水準を維持しつつ、経費の縮減を通じた経営の効率化を図るために必要な施設であって、取水量、配水池量、塩素濃度、水質異常及び配水量の監視・調整装置等をいう。

(7) 「ライフライン機能強化等事業」とは、都道府県が行う緊急時給水拠

点確保等事業、水道管路耐震化等推進事業をいう。

ア 「緊急時給水拠点確保等事業」とは、災害等緊急時における給水拠点の確保のために行う配水池、緊急時用連絡管、貯留施設、緊急遮断弁、大容量送水管、重要給水施設配水管の整備事業及び基幹水道構造物の耐震化事業（補強又は改築・更新）をいう。

イ 「水道管路耐震化等推進事業」とは、老朽化した鑄鉄管等の更新事業、厚生労働大臣が必要と認める対象区域において、直結給水（3階以上の建物に受水槽を使用せず直結給水することをいう。）を可能とするために必要な施設整備を行う事業、鉛製の水道管を更新する事業及び管路において災害復旧を実施した部分から厚生労働大臣が認める区間までを耐震化する事業をいう。

(8) 「沖縄水道水源開発等施設」とは、沖縄県が行う水道用水供給事業の用に供する施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設をいう。

(9) 「資本単価」とは、水道水源開発施設又は水道広域化施設の整備を行う水道事業又は水道用水供給事業に係る20年間の資本費を当該施設を利用して得られる20年間の総有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であって、次の算出式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{減価償却費} + \text{支払利息} + \text{受水分資本費（注）}}{\text{総有収水量}}$$

(注) 受水分資本費とは、水道用水供給事業から受水する水道事業にあつて、当該水道用水供給事業に係る20年間の資本費のうち当該水道事業に対する供給に係るものであり、次の式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{水道用水供給事業の資本費} \times \text{当該水道事業に対する計画給水量}}{\text{水道用水供給事業の計画給水量}}$$

(交付の対象)

第3 この交付金は、都道府県及び政令指定都市（以下「補助事業者」という。）が行う水道事業（給水人口が5,001人以上のものに限る。）又は水道用水供給事業の用に供する水道水源開発施設、水道広域化施設、高度浄水施設等又は水道水源自動監視施設等を整備する場合及びライフライン機能強化等事業を行う場合（以上沖縄県を除く。）並びに沖縄水道水源開発等施設を整備する場合において、当該施設が水道法第5条に規定する施設基準に適合し、かつ、別表第1の第2欄に掲げる交付基準に該当するときに、同表の第4欄に掲げる施設を整備するための事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規

定により選定された選定事業者が、同法第10条第1項の規定により整備した施設を補助事業者が買収する事業（以下「PFI事業」という。）を含む。）（以下「交付対象事業」という。）に要する費用を交付の対象とする。ただし、交付対象事業に要する費用（複数年度にわたって継続実施される事業にあつては、当該複数年度全体の事業に要する費用の合計。）が100,000千円（政令指定都市実施事業及び水道水源自動監視施設整備費にあつては10,000千円）に満たないものを除く。

（交付対象事業費）

- 第4 この交付金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）は、別表第2に定める算定基準により、それぞれ算定された額（実支出額がその算定基準により算定された額より少ないときは、実支出額とする。）の合計額とする。ただし、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第7条第1項の規定により負担する負担金の額及びこれに準ずる多目的ダムの共同施設の負担金又は分担金並びに貯水池、導水管きよ等の共同施設の持分権の取得に要する費用については、厚生労働大臣が認める費用の負担の方法及び割合の基準により算定された水道負担額とする。
- 2 PFI事業の実支出額は、別表第1の第4欄に掲げる施設を補助事業者が買収するために必要な費用（施設の維持・管理费用及び金利分を除く。）とする。
- 3 生物処理、オゾン処理及び活性炭処理（粉末活性炭処理を除く。）を用いる高度浄水施設及び基幹水道構造物の耐震化事業（改築・更新事業に限る。）の交付対象事業費は、水道法第5条に規定する施設基準に準拠して算定される標準的な費用（実支出額がその費用より少ないときは、実支出額とする。）とする。
- 4 水道水源自動監視施設の交付対象事業費は、別表第1の第4欄に掲げる設備を購入するために必要な備品購入費とする。

（交付額）

- 第5 厚生労働大臣は、制度要綱第8により、内閣総理大臣から移替えられた交付金について、制度要綱別添により算出される補助事業者ごとの交付限度額以内で、地域自主戦略交付金の事業実施計画に掲げる交付対象事業に要する費用を補助事業者に交付する。

（交付額の算定方法）

- 第6 この交付金の交付額は、交付対象事業費と当該事業に要する総事業費か

ら、寄付金その他の収入額（給水区域内住民の拠出又はこれに準ずる拠出による収入額を除く。）を控除した額を比較していずれか少ない方の額（以下「交付基本額」という。）に、別表第1に掲げる区分ごとに、交付率をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、生物処理、オゾン処理及び活性炭処理（粉末活性炭処理を除く。）を用いる高度浄水施設及び基幹水道構造物の耐震化事業（改築・更新事業に限る。）に係る交付金の交付額は、別添3及び別添4により算出した基準事業費と、当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額（給水区域内住民の拠出又はこれに準ずる拠出による収入額を除く。）を控除した額を比較していずれか少ない方の額に、別表第1に掲げる率を乗じて得た額とする。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数は切捨てるものとする。

（交付の条件）

第7 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

（1）事業計画の変更

ア 交付金の交付の対象となった交付対象事業の計画について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

（ア） 事業の内容の変更であって、主要な構造物（取水施設、貯水施設、浄水施設等の施設（管きよを除く。）をいう。）について、次の事項を変更しようとする場合

- a 工事施行箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの
- b 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの
- c 規模の変更で交付金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの

（イ） 管きよ（構造物の附帯設備である管きよを除く。）にあっては、導水管、送水管又は配水管ごとにそれぞれの施行延長の30%以上の増減が生じた場合

（ウ） 事業に要する経費の配分変更であって、次の事項を変更しようとする場合

- a 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費のいずれかの額の30%を超える変更をしようとする場合
- b 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費から事務費へ流入する場合はいずれかの額の2

0%を超える変更をしようとする場合

イ アにより承認を受けようとするときは、別紙様式1により事業計画変更承認申請書又は経費の配分変更承認申請書を作成し、変更の理由書を添付して厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 工期の変更等

次に掲げる場合に該当するときは、速やかに別紙様式2により厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。ただし、(ア)の場合は当該年度の2月20日までに報告しなければならない。

(ア) 交付対象事業がやむを得ない事由により当該年度内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合

(イ) 交付対象事業が、当該交付金の交付の決定の内容となった交付対象事業費より著しく少額で完了することが明らかとなり、これにより交付金の一部が不用となる場合

(ウ) 交付対象事業が災害を受けた場合

(エ) 工事竣工期日が30日以上遅延する場合

(3) 事業の中止又は廃止

交付対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、別紙様式2による報告書に当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を添付してこれを厚生労働大臣に速やかに提出し、その承認を受けなければならない。

(4) 状況報告

ア 当該事業年度における各四半期（第4・四半期を除く。）ごとの事業の進捗状況について、当該期間経過後15日以内に、別紙様式3により事業遂行状況報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。

イ 厚生労働大臣は必要と認めるときは、経理の状況その他必要な事項について報告をさせ、又は検査を行うことができる。

(5) 財産処分の制限

ア 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに当該事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具であってその単価が50万円以上のものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

イ 厚生労働大臣の承認を受けてアの財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 財産の管理及び運営

交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 事業の経理

交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式5による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(8) 契約時の措置

工事契約締結の際は「一括下請負の禁止」について条件を付すものとする。

(申請手続)

第8 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(変更申請手続)

第9 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付（一部取消）申請等を行う場合には、変更理由書を添付して、第8に定める申請手続に従い、速やかに行うものとする。

(交付金の概算払い)

第10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

(交付決定までの標準的期間)

第11 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2ヶ月以内に交付の決定を行うものとする。

(実績報告)

第12 この交付金の事業実績報告は、別紙様式6による事業実績報告書に係る書類を添えて、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は平成25年4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、平成25年4月30日までに別紙様式7による年度終了実績報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。

2 補助事業者は、第8の2ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出するに当たって当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを交付金から減額して報告しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第13 補助事業者は、第8の2ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときには、その金額(第12の2の規定により減額した場合は、その金額が、減じた額を上回る部分の金額)を別紙様式4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の報告があった場合には、仕入れに係る消費税等相当額の返還を命ずる。

(その他)

第14 特別の事情により第3、第4、第6、第8、第9及び第12に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表第1

1 区 分	2 交付基準	3 交付率	4 交付対象施設	備 考
水道水源 開発施設 整備費	<p>次のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>1 水道事業</p> <p>(1) 資本単価が90円/㎡以上であること。 ただし、昭和59年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たない事業については、「原水単価」が6円/㎡以上であり、かつ、「旧資本単価」が20円/㎡以上であること。また、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が130円/㎡以上であり、かつ、資本単価が60円/㎡以上であること。 また、平成21年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、資本単価が70円/㎡以上であること。</p> <p>(2) 平成21年度以前に採択された事業であって、資本単価が140円/㎡以上であること。 ただし、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が190円/㎡以上であり、かつ、資本単価が120円/㎡以上であること。</p> <p>2 水道用水供給事業</p> <p>(1) 資本単価が70円/㎡以上であること。 ただし、昭和59年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たない事業については、「原水単価」が6円/㎡以上であり、かつ、「旧資本単価」が8円/㎡以上であること。また、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が65円/㎡以上であり、かつ、資本単価が40円/㎡以上であること。 また、平成21年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、資本単価が50円/㎡以上であること。</p> <p>(2) 平成21年度以前に採択された事業であって、資本単価が100円/㎡以上であること。 ただし、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が100円/㎡以上であり、かつ、資本単価が80円/㎡以上であること。</p> <p>3 渇水に対応するため、海水淡水化施設を緊急に整備する事業であって、次の(1)又は(2)に該当するものについては、1、2によらず、水道事業で資本単価が35円/㎡以上であること。又は、水道用水供給事業で資本単価が25円/㎡以上であること。 (1) 過去5年間において、1日12時間以上の断水を1ヶ月以上実施したことがある水道</p>	<p>1 / 3</p> <p>1 / 2</p> <p>1 / 3</p> <p>1 / 2</p> <p>1 / 2</p>	<p>水道の水源の開発の用に供する次に掲げる施設とする。</p> <p>1 ダム、堰、水路</p> <p>2 海水淡水化施設（海水又はかん水を淡水化する施設）</p> <p>(1) 逆浸透膜方式施設 原水設備、調整設備、(薬品注入設備を含む。)、逆浸透設備、放流設備、電気・機械及び計装設備</p> <p>(2) 電気透析方式施設 原水設備、調整設備（薬品注入設備を含む。）、電気透析設備、放流設備、電気・機械及び計装設備</p> <p>(3) その他厚生労働大臣が認めた方式による施設</p> <p>3 1又は2の施設と密接な関連を有する施設</p>	

		<p>事業者であり、かつ、次のいずれかに該当するものが海水淡水化施設を整備する事業であること。</p> <p>ア 水源をダムの開発計画に依存しているが、ダム建設の遅延により、当面の水需給が著しくひっ迫し、早急に水源開発が必要な水道事業者。</p> <p>イ 流域外のダムに対する水源の依頼度が高く、取水制限を受けると水需給が著しくひっ迫するため、早急に水源開発が必要な水道事業者。</p> <p>ウ 地形上大規模な水源開発が困難な地域で、地下水の依存度が高く、渇水時に水需給が著しくひっ迫するため、早急に水源開発が必要な水道事業者。</p> <p>(2) (1)に該当する水道事業者に用水供給を行っている水道用水供給事業者が海水淡水化施設を整備する事業であること。</p>			
	遠距離導水等施設整備費	<p>次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>1 水路の延長が7km以上のもの</p> <p>2 水道水源開発施設整備費の交付対象事業と一体のもの</p>	<p>当該事業が水道水源開発施設整備費の2欄に掲げる1の(1)、2の(1)に係るものである場合1/3、同1の(2)、2の(2)、3に係るものである場合1/2</p>	<p>1 次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 取水門、取水堰、取水塔、取水ポンプ、その他取水に必要な施設</p> <p>(2) 導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設</p> <p>2 1に掲げる施設には、水道広域化施設整備費の交付対象となる施設を含まないものとする。</p>	
水道広域化施設整備費	特定広域化施設整備費	<p>次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>1 現在居住人口が原則として50万人以上のもの。</p> <p>ただし、地理的に孤立した地域であって、水源が当該地域で得られず、かつ、簡易水道では目的を達することができない場合で、その用水単価、資本単価が著しく高額となる場合にはこの限りでない。</p> <p>2 給水量の増加を伴う新設又は増設事業であること。</p> <p>3 水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画に基づく事業であって、別添1の基準に適合するものであること。</p> <p>4 (1) 水道事業については、資本単価が140円/㎡以上であること。</p> <p>ただし、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が190円/㎡以上であり、かつ、資本単価が120円/㎡以上であること。</p> <p>(2) 水道用水供給事業については、資本単価が100円/㎡以上であること。</p> <p>ただし、平成6年度以前に採択された事</p>	1/3	<p>1 次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設</p> <p>(2) 貯水池、その他貯水に必要な施設</p> <p>(3) 導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設</p> <p>(4) 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設</p> <p>(5) 送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設</p> <p>(6) 配水池、配水管、その他の基幹的な配水に必要な施設</p> <p>2 1に掲げる施設には、水道水源開発施設整備費及び高度浄水施設整備費の交付対象となる施設を含まないものとする。</p>	

	<p>業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が100円/㎡以上であり、かつ、資本単価が80円/㎡以上であること。</p> <p>(3) 昭和56年度以前に採択された事業であって、(1)、(2)の基準に満たない事業については、「旧用水単価」が40円/㎡を超えること。また、昭和57年度から昭和59年度までに採択された事業であって、(1)、(2)の基準に満たない事業については、「旧用水単価」が60円/㎡を超えること。</p>			
一般広域化施設整備費	<p>次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>1 特定広域化施設整備費の交付基準の1及び2に適合する事業であること。</p> <p>2 (1) 水道事業については、平成21年度以前に採択された事業であって、資本単価が140円/㎡以上であること。 ただし、平成15年度以前に採択された事業は、70円/㎡以上であること。また、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が130円/㎡以上であり、かつ、資本単価が60円/㎡以上であること。</p> <p>(2) 水道用水供給事業については、平成21年度以前に採択された事業であって、資本単価が100円/㎡以上であること。 ただし、平成15年度以前に採択された事業は、50円/㎡以上であること。また、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が65円/㎡以上であり、かつ、資本単価が40円/㎡以上であること。</p> <p>(3) 昭和53年度以前に採択された事業であって、(1)、(2)の基準に満たない事業については、「旧用水単価」が14円/㎡を超えること。</p>	1 / 4	<p>1 次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設</p> <p>(2) 貯水池、その他貯水に必要な施設</p> <p>(3) 導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設</p> <p>(4) 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設</p> <p>(5) 送水きよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設</p> <p>(6) 配水池、配水管、その他の基幹的な配水に必要な施設（ただし、水道法第5条の2に基づく広域的な水道整備計画の事業に限る。）</p> <p>2 1に掲げる施設には、水道水源開発施設整備費及び高度浄水施設整備費の交付対象となる施設を含まないものとする。</p>	
広域化促進地域上水道施設整備費	<p>次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>1 水道法第5条の2に基づく広域的な水道整備計画の区域内の水道事業であって、かつ、特定広域化事業から水道用水の供給を受ける水道事業であること。</p> <p>2 計画給水人口又は計画給水量が20%（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された市町村（これらの市町村が構成団体となる一部事務組合を含む。）にあっては10%）以上増加する新設又は拡張事業であること。</p> <p>3 資本単価が140円/㎡以上であること。 ただし、上記の基準に満たない事業であって、昭和59年度以前に採択された事業については、「旧資本単価」が90円/㎡以上であること。また、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が190円/㎡以上であり、かつ、資本単価が120円/㎡以上であること。</p>	1 / 3	<p>1 次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設</p> <p>(2) 貯水池、その他貯水に必要な施設</p> <p>(3) 導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設</p> <p>(4) 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設</p> <p>(5) 送水きよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設</p> <p>(6) 配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設（ただし、配水管の口径は、計画給水人口が25万人以上にあつては150mm以上、25万人未満にあつては75mm以上であること。）</p> <p>2 1に掲げる施設には水道水源開発施設整備費及び高度浄水施設整備費</p>	

				の交付対象となる施設を含まないものとする。
	水道広域化促進事業費	<p>次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>1 統合後の水道事業が認可を受けている、又は統合に関係する水道事業者若しくは水道用水供給事業者の間で統合について合意する旨の協定書等（統合予定日が、協定書等の締結日から3年以内であるものに限る。）が締結されていること。</p> <p>2 給水人口が概ね10万人以下であり、かつ資本単価が90円以上である水道事業を統合の対象に含むこと。</p> <p>3 経年施設更新事業及び統合関連事業に係る水道施設の整備計画が定められていること。</p> <p>4 3の整備計画は、別添2に定める要件を満たすものであること。</p>	1 / 3	<p>1 次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設</p> <p>(2) 貯水池、その他貯水に必要な施設</p> <p>(3) 導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設</p> <p>(4) 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設</p> <p>(5) 送水きよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設</p> <p>(6) 配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設</p> <p>2 1に掲げる施設には、水道水源開発施設整備費及び高度浄水施設整備費の交付対象となる施設を含まないものとする。</p>
高度浄水施設等整備費	高度浄水施設等整備費	<p>次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>1 高度浄水施設等の整備が特に必要であると認められる次の(1)に掲げる河川、湖沼等から取水する原水調整池若しくは浄水場に設置される施設、又は、湖沼等に設置される貯水池水質改善装置であって、かつ、(2)～(5)のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 対象となる河川、湖沼等</p> <p>ア 環境基本法第17条第1項に規定する地域内の河川、湖沼等</p> <p>イ 水質汚濁防止法第4条の2第1項に規定する指定地域及び同法第14条の6に規定する生活排水対策重点地域内の河川、湖沼等</p> <p>ウ 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する区域内の河川、湖沼等</p> <p>エ 環境基本法第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に係るものに限る。）の設定されている水域であって当該環境基準が達成されていない水域</p> <p>オ 湖沼水質保全特別措置法第3条第1項に規定する指定湖沼</p> <p>カ クリプトスポリジウム等の病原性原虫が検出された又は検出されるおそれがある河川、湖沼等</p> <p>キ トリクロロエチレン等の有機化学物質により、汚染された地下水</p> <p>ク その他高度浄水施設を整備する必要性がア～オの地域と同等以上と厚生労働大臣が認める地域内の河川、湖沼等</p> <p>(2) 水道水における異臭味障害の内容、程度が著しいこと及びそのおそれのあること。</p> <p>(3) 水源水質について、「水質基準に関する省令」（平成15年5月30日厚生労働省令第1</p>	1 / 3	<p>1 次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 高度浄水施設整備事業</p> <p>①生物処理施設 生物処理槽、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</p> <p>②オゾン処理施設 オゾン接触槽、オゾン発生機、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</p> <p>③活性炭処理施設</p> <p>ア 粉末活性炭処理施設 粉末活性炭投入用施設、自動攪拌装置付溶解槽、自動注入装置、活性炭接触池、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</p> <p>イ 粒状活性炭処理施設 活性炭吸着槽、電気・機械設備、粒状活性炭貯槽設備、粒状活性炭再生設備、各種配管・計装設備</p> <p>④ストリッピング処理施設（揮散処理） 充填塔、電気・機械設備、排出ガス吸着装置、各種配管及び計装設備</p> <p>⑤酸化処理施設（原水中に溶解しているマンガン又はヒ素を酸化処理によって除去するための処理施設） 酸化設備、沈澱ろ過設備（酸化処理に伴って必要となるものに限る。）、次亜塩素酸ナトリウム等酸化剤の貯槽設備・注入装</p>

01号)に定める色度、臭気、過マンガン酸カリウム消費量等有機性汚濁に関する項目のいずれか又はマンガン(表流水に係るものに限る。)が基準値を超えていること。

(4) 水源水質について、トリハロメタン等人の健康に障害を与えるおそれのある物質の濃度が、人の健康を保持するのに必要なレベルを超えている。又は超えるおそれがあること。

(5) クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するためのろ過施設、紫外線処理施設又は代替水源施設を整備する場合には、水源水質中に大腸菌、嫌気性芽胞菌若しくはクリプトスポリジウム等が検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便の処理施設等(し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設)が存在し、それらが検出されるおそれがあること。ただし、紫外線処理施設のみを整備する浄水場にあつては、地表水以外の水を水道の原水としていること。

2 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 病原性原虫の汚染に対処するため実施するろ過施設及び紫外線処理施設の整備又は改良については、次のいずれかに該当する事業であること。

a 既設の浄水施設が塩素消毒のみであること。

b 既設の浄水施設が緩速ろ過又は急速ろ過設備である場合において浄水の濁度を0.1度以下に維持できない施設であること。

(2) 水質の安全、安定のために必要な原水調整池及び従来の浄水処理のレベルアップのためのろ過施設の整備については、次のいずれにも該当する事業であること。

a 給水人口5万人未満であること。

b 施設整備後30年以上経過した浄水場の全面改築に併せて整備するものであること。

(3) 代替水源施設を整備する場合には、ろ過施設を整備する場合と費用比較して安価に整備できること。

3 (1) 水道事業については、資本単価が90円/㎡以上であること。
ただし、平成21年度以前に採択された事業は、70円/㎡以上であること。

(2) 水道用水供給事業については、資本単価が70円/㎡以上であること。
ただし、平成21年度以前に採択された事業は、50円/㎡以上であること。

上記1、2の基準を満たすクリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するための事業であつて、3の基準に満たない事業、又は、平成21年度以前に採択された事業であること。

置、電気・機械設備、各種配管及び計装設備

⑥電気透析処理施設(原水中に溶解している臭素イオンを電気透析により除去する施設)
調整設備(薬品注入設備を含む。)、電気透析設備、放流設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備

⑦膜ろ過施設
調整設備(薬品注入設備を含む。)、膜ろ過設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備

⑧紫外線処理施設
調整設備(薬品注入設備を含む。)、紫外線照射槽、紫外線照射装置、電気・機械設備、各種配管及び計装設備

⑨原水調整池(水道原水の水質変動を吸収するための必要最小限の調整池)
原水調整池、導水管(原水調整池の整備に伴つて必要となる最小限のものに限る。)、電気・計装・機械設備

⑩従来の浄水処理のレベルアップのために必要なろ過施設
ア 急速ろ過施設(消毒のみ又は緩速ろ過の方式の浄水施設を更新する場合であつて、急速ろ過の方式による浄水処理を行うために必要な施設)
凝集池、薬品沈澱池、急速ろ過池、凝集用薬品注入設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備
イ 膜ろ過施設
調整設備(薬品注入設備を含む。)、膜ろ過設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備

⑪貯水池水質改善施設
水質改善装置の整備のための空気揚水筒、コンプレッサー、電気設備、その他関連設備

⑫①～⑪に掲げる処理施設と同等の浄水性能を得るために必要な施設

(2) 水道原水水質改善事業
高度な処理を行う浄水施設に代替して設置される水道原水の水質を改善するために必要な施設であつて、次に掲げるもの

①水道原水バイパス管
水質が良好な河川水を上流から取水するためのバイパス管、ポンプ、その他原水水質の改善に必要な施設

②取排水系統再編に係る上流取水のための施設

				<p>取水門、取水堰、取水塔、取水ポンプ、その他取水に必要な施設、導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設</p> <p>③伏流水取水施設 集水埋きよ、取水ポンプ、導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他取水・導水に必要な施設</p> <p>④①～③と同等の機能を有するものと認められる水道原水水質改善施設</p> <p>(3) 代替水源施設整備事業 クリプトスポリジウム等による水道原水の汚染等に対応するため、現在取水を行っている対策が必要な水源を廃止し、別の自己水源から給水する場合並びに水道事業が水道用水供給事業から受水する場合に必要な次に掲げる施設</p> <p>①取水施設、導水管、導水ポンプ、浄水施設（消毒設備に限る。）、送配水管、送配水ポンプ、配水池等取水、導水、浄水、送水及び配水に必要な施設</p> <p>②①と同等の機能を有するものと認められる代替水源施設</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げる施設と密接な関連を有する施設</p> <p>2 1に掲げる施設には、水道水源開発施設整備費の交付対象となる施設を含まないものとする。</p>	
水道水源自動監視施設等整備費	水道水源自動監視施設整備費	<p>次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>1 水道水源自動監視施設の整備が必要であると認められる事業であること</p> <p>2 2以上の水道事業者等が連携して（ただし、平成22年3月31日までに市町村合併が行われたことに伴い統合した水道事業者等にあつては、合併年度及びこれに続く1年度はこの限りではない。）体系的・効率的かつ計画的に24時間連続して水道水源の監視を行う事業であること。</p> <p>3 都道府県が定める水道水質管理計画と整合性がとれたものであること。</p>	1 / 4	<p>理化学的指標検査装置（濁度、電気伝導度、pH等）、生物指標検査装置（魚類等生物を利用）、サンプリング装置、ろ過装置、テレメータ、監視盤及びその他附帯機器</p>	
	遠隔監視システム整備費	<p>平成21年度までに簡易水道事業と統合する水道事業及び「簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領」（昭和44年5月8日厚生省生衛第405号厚生事務次官通知の別紙乙）に規定している簡易水道事業統合計画に基づき、簡易水道事業等と統合する、又は統合した水道事業者が、当該統合を契機として、施設の管理水準を維持しつつ、経費の縮減を通じた経営の効率化を図るために整備する事業であること。</p>	1 / 4	<p>計装用機器（流量計測、水位計測、水圧計測、水質計測等）、監視操作設備、制御設備、伝送設備及びその他付帯設備</p>	

ライフライン機能強化等事業費	緊急時給水拠点確保等事業費	<p>次の1～7のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>なお、本事業において「地震対策等地域」とは、次のⅠ～Ⅲの地域をいう。</p> <p>Ⅰ 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は東南海・南海地震対策特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域</p> <p>Ⅱ 地震、濁水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域、又は、今後特にそのおそれがある地域</p> <p>Ⅲ 過去に、有害物質の流出等により取水停止を行い、かつ、今後もそのおそれがある地域であること。</p>			
		<p>1 配水池</p> <p>次の(1)～(3)のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>(1) 計画一日最大給水量の10時間分を超え、12時間までの容量の配水池を整備する事業であること。</p> <p>ただし、平成15年度以前に採択された事業については、なお従前のおりとする。</p> <p>(2) 資本単価が90円/㎡以上であること。</p> <p>ただし、平成21年度以前に採択された事業は、70円/㎡以上であること。</p> <p>(3) 地震対策等地域のⅠ～Ⅲのいずれかにおける事業であること。</p>	1 / 3	<p>1 配水池</p> <p>配水池及び配水池と密接な関連を有する次に掲げる施設</p> <p>(1) 送水管及び配水管（ただし、既設管との連絡部分に限る。）</p> <p>(2) 塩素注入設備</p> <p>(3) 計装設備</p> <p>(4) 仕切弁、緊急遮断弁等</p> <p>(5) ポンプ</p>	
		<p>2 緊急時用連絡管</p> <p>緊急時において、広域圏域の間、近隣の水道事業体等の間若しくは同一の水道事業体内（系列間の連絡管に限る。）で水道水を相互融通できる施設を整備する(1)又は(2)のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>(1) 広域圏域の間又は近隣の水道事業体等の場合場合は当該水道事業体等の一つが、同一の水道事業体内の場合場合は当該水道事業体等が、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>ア 資本単価が90円/㎡以上であること。</p> <p>ただし、平成21年度以前に採択された事業は、70円/㎡以上であること。</p> <p>イ 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。</p> <p>(2) 厚生労働大臣が認める緊急時用連絡管の整備事業であること。</p>	1 / 3	<p>2 緊急時用連絡管</p> <p>(1) 導水管</p> <p>(2) 送水管</p> <p>(3) 配水管</p> <p>(4) ポンプ</p> <p>(5) 計装機器</p> <p>(6) その他必要な施設</p>	
		<p>3 貯留施設</p> <p>送水又は配水の用に供する管路であって水の貯留機能を合わせ持つ施設の整備事業であって、次の(1)～(3)のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>(1) 資本単価が、水道事業にあつては90円/</p>	1 / 3	<p>3 貯留施設</p> <p>貯留施設及び貯留施設と密接な関連を有する次に掲げる施設</p> <p>(1) 貯水施設</p> <p>(2) 配水管、送水管（ただし、既設管との連絡部分に限る。）</p>	

<p>㎥以上、水道用水供給事業にあつては70円／㎥以上であること。</p> <p>ただし、平成21年度以前に採択された事業は、水道事業にあつては70円／㎥以上、水道用水供給事業にあつては50円／㎥以上であること。</p> <p>(2) 既設の管路の更新等に合わせて整備するものであること。</p> <p>(3) 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。</p>		<p>(3) 給水管、給水栓、給水ポンプ(ただし、貯留施設の設置時に施設に近接して構築物として整備される必要最小限の緊急時用の設備とする。)</p>	
<p>4 緊急遮断弁</p> <p>緊急時に配水池等の水道水の流失を防止するための緊急遮断弁の整備事業であつて、次の(1)(2)のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>(1) 資本単価が、水道事業にあつては90円／㎥以上、水道用水供給事業にあつては70円／㎥以上であること。</p> <p>ただし、平成21年度以前に採択された事業は、水道事業にあつては70円／㎥以上、水道用水供給事業にあつては50円／㎥以上であること。</p> <p>(2) 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。</p>	<p>1 / 3</p>	<p>4 緊急遮断弁</p> <p>緊急遮断弁及び緊急遮断弁と密接な関連を有する次に掲げる施設</p> <p>(1) 緊急遮断弁(作動スイッチを含む。)</p> <p>(2) 非常用電源設備</p> <p>(3) 伸縮可撓管(ただし、配水池等との連結部分に限る。)</p>	
<p>5 大容量送水管</p> <p>緊急時に対応するための貯留機能を合わせ持つ大容量の送水管を整備する事業であつて、次の(1)(2)のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>ただし、施設規模については、「水道の耐震化計画等策定指針」(平成20年4月8日健水発第0408002号厚生労働省健康局水道課長通知を参照)の応急給水の目標設定例に基づき、給水地域全体に10日間程度の応急給水が可能な容量を上限とする。</p> <p>(1) 資本単価が、水道事業にあつては90円／㎥以上、水道用水供給事業にあつては70円／㎥以上であること。</p> <p>ただし、平成21年度以前に採択された事業は、水道事業にあつては70円／㎥以上、水道用水供給事業にあつては50円／㎥以上であること。</p> <p>(2) 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。</p>	<p>1 / 3</p>	<p>5 大容量送水管</p> <p>送水管及び立坑施設</p>	
<p>6 重要給水施設配水管</p> <p>基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管であつて、耐震機能を有するものを整備する次の(1)又は(2)のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>(1) 次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>ア 資本単価が90円／㎥以上であること。</p> <p>ただし、平成21年度以前に採択された事業は、70円／㎥以上であること。</p>	<p>1 / 3</p>	<p>6 重要給水施設配水管</p> <p>重要給水施設に水道水を配水する配水管、ポンプ、計装機器並びにこれらと密接な関連を有する施設</p>	

イ 地域防災計画等において、災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など人命の安全確保を図るために、給水優先度が特に高い施設への配水管であること。

ウ 給水人口5万人以上の水道事業者が整備する場合にあつては、次のaに該当し、かつ、b～dのいずれかに該当する水道事業者であること。なお、c及びdは、平成30年度までの時限措置とする。

a 地震対策等地域のI又はIIのいずれかの地域における事業であること。

b 1か月に10^m使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する給水人口5万人以上の水道事業者における平均料金よりも高い水道事業者。

c 平成21年度以降に他の水道事業（給水人口5,000人以下の水道事業を除く。）との事業統合（市町村区域を超えた経営統合を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合（経営統合を含む。）を行った水道事業に係る水道事業者。

d 水道事業（給水人口5,000人以下の水道事業を除く。）との事業統合計画（市町村区域を超えた経営統合計画を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合計画（経営統合計画を含む。）が、広域的水道整備計画に定められている水道事業に係る水道事業者。ただし、平成30年度までに統合する計画であるものに限る。

(2) 厚生労働大臣が認める重要給水配水管事業であるもの。

7 基幹水道構造物の耐震化事業
配水池及び浄水場等の基幹水道構造物のうち特に耐震化が必要であると認められるものの補強事業又は改築・更新事業であつて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する事業であること。

(1) 次のいずれにも該当する事業

ア 資本単価が水道事業にあつては90円/^m以上、水道用水供給事業にあつては70円/^m以上であること。
ただし、平成21年度以前に採択された事業は、水道事業にあつては70円/^m以上、水道用水供給事業にあつては50円/^m以上であること。

イ 地方公営企業法施行規則第7条に定める法定耐用年数以内の施設であること。

ウ 平成9年度以前に建築された施設であること。

エ 耐震補強又は改築・更新を行った基幹水道構造物については、供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動(レベル2地震動)に対して、生じる被害が軽微で所期の機能を保持でき

1 / 3

7 基幹水道構造物の耐震化事業
(1) 取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。）
(2) その他、上記施設内に存在する基幹水道構造物であり、施設の運用に必要な施設